

ID: 32

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可（変更許可を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町公民館設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成元年 条例第17号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第七条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可に公民館の管理上必要な条件を附することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第八条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、公民館の使用を許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。</li> <li>二 公民館の管理上支障があるとき。</li> <li>三 その他、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</li> </ul> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 布教活動、飲酒行為、暴力行為、破壊行為、政治活動</li> <li>三 営利目的に使用する場合</li> </ul>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日